

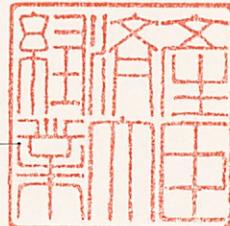
# 経済産業省

20211117公開経第7号  
令和3年12月8日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 殿

経済産業大臣 萩生田 光一



令和3年11月17日付けをもって別添（写し）のとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

### 記

#### 1. 不開示決定した行政文書の名称等

2021年11月12日のFRIDAY DIGITAL「衝撃！官僚が作った『茂木新幹事長対策マニュアル』のヤバい中身」において、茂木敏充衆議院議員（自民党）が経済産業大臣をしていたときに作成されたとされる、大臣出張等メモ（平成26年の文書）

#### 2. 不開示とした理由

上記1.に該当する行政文書は、経済産業省では、開示請求時点において保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### 3. 担当課室等

担当課室：経済産業省大臣官房総務課  
電話番号：03-3501-1609

# 行政文書開示請求書

令和3年11月15日

経済産業大臣 殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話：06-6364-8525

FAX：06-6364-4816

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

## 記

### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2021年11月12日のFRIDAY DIGITAL「衝撃！官僚が作った『茂木新幹事長村第2=古い出のやか』の中身」において、

茂木敏充衆議院議員（自民党）が経済産業大臣をしていたときに作成された、大臣出張等メモ（平成26年の文書）

とされ

### 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

→ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 収入印紙を貼ってください。 3.11.17 300円 経済産業省	 3.11.17 (受付印)
---------------------	---	---

\*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備 考	上記1の修正について、令和3年11月29日に、開示請求者は確認、了解済み。